

京都市市民防災センター条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市
条例第70号）（消防局安全救急部市民安全課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市市民防災センターの管理を行わせるために必要な事項を定めるとともに、市民の利便性の向上を図るため、市長が定める人数以上の団体が同センターを利用しようとする場合において利用の許可を要しないこととしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市市民防災センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第70号

京都市市民防災センター条例の一部を改正する条例

京都市市民防災センター条例の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者
(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) センターの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

第5条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「一」を「いずれか」
に、「制限し、又は利用の許可を取り消す」を「制限する」に改める。

第6条及び第7条を削る。

第8条中「この条例において別に定めることとされている事項及び」を削り、同条
を第6条とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。